

食品表示法の相談窓口

◎消費者庁

- ・ 食品表示法の全般的な内容
食費者庁食品表示企画課 食品表示対策室 03-3507-8800

◎東京都庁

- ・ 東京都内事業者の方
食品表示相談ダイヤル
食品表示係:03-5320-5989

◎豊島区池袋保健所

表示に責任をもつ本社(輸入品の場合は輸入者)等の所在地が豊島区内の事業者の個別具体的な相談をお受けいたします。口頭で回答いたしますが日数がかかる場合があります。余裕をもってご相談ください。
豊島区外の事業者の場合は、所在地を所管する保健所へご相談ください。

- ・ 食品の安全性に係る相談
衛生事項:添加物・アレルゲン・保存の方法、賞味期限・消費期限等について
生活衛生課食品衛生グループ:03-3987-4177
- ・ 栄養表示等に係る相談
保健事項:栄養成分表示・栄養機能性食品等について
健康推進課栄養グループ:03-3987-4361

その他食品表示法以外の相談

1. 医薬品医療機器等法(旧薬事法)関係
 - * 相談対象:原則として、製造販売者の表示性人者の所在地が東京都内
【内容:医薬品的効能効果等に係る表示及び広告の相談】
東京都 健康安全研究センター 広域監視部 薬事監視指導課 薬事審査担当
03-5937-1027
2. 景品表示法(不当景品類及び不当表示防止法)関係
 - * 相談対象:原則として、都内流通の商品等の相談
【内容:不当表示(優良誤認、有利誤認)、飲食店のメニュー等の表示】
東京都 生活文化局 消費生活部 取引指導課 表示指導担当
03-5388-3068
3. 特定商取引に関する法律
 - 【内容:訪問販売、通信販売等の違反事例の相談】
東京都 生活文化局 消費生活部 取引指導課 取引指導担当
03-5388-3074